

第6章 地域循環共生圏の形成

第1節 環境影響評価の推進

1 環境影響評価の適正な実施

(1) 環境影響評価の推進

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業の実施に際し、事業者自らあらかじめ地域の環境について、調査、予測及び評価を行い、環境の保全の観点から適正な配慮を行うことにより、その事業について、環境保全上、より望ましいものとしていく仕組みであり、環境悪化を未然に防止するとともに、開発と保全との調整を図り持続可能な社会を構築していくための有効な制度である。

従来から、港湾法に基づく港湾計画や、公有水面埋立法に基づく埋立事業については、環境影響評価が実施されていたが、国においては、国が行う事業や国の免許等を受けて行われる事業であって、規模が大きく環境への影響を及ぼすおそれのあるものについて環境影響評価を義務付けるため、平成9年6月13日に環境影響評価法が公布され、平成11年6月12日から全面施行された。また、これまでの法施行を通じて浮かび上がってきた課題や、生物多様性の保全、地球温暖化対策の推進、地方分権の推進、行政手続オンライン化等の社会情勢の変化に対応するため、平成23年4月27日に環境影響評価法の一部が改正され、平成24年4月1日に一部施行後、平成25年4月1日から完全施行された。併せて、環境影響評価法施行令の一部改正により、平成24年10月1日から、風力発電所の設置の工事の事業が、直近では、令和2年4月1日から、太陽電池発電所の設置の工事の事業が法対象事業として追加施行された。

本県においては、大規模開発行為に関する指導要綱により平成3年8月からゴルフ場及びレジャー施設の設置に対し環境影響評価を義務付けてきたが、環境影響評価法の制定に伴い、同法の対象外とされた事業について、県独自の環境影響評価制度を確立するため、平成11年3月19日に愛媛県環境影響評価条例を公布し、環境影響評価法の施行期日に合わせて同年6月12日から施行した。その後、環境影響評価法施行令の一部改正に併せて、愛媛県環境影響評価条例施行規則を一部改正（令和2年4月1日施行）し、法対象に満たない規模の太陽光発電所及び風力発電所の設置の工事の事業を条例の対象事業に追加するとともに、愛媛県環境影響評価技術指針について必要な改正（令和2年4月1日施行）を行った。

(2) 愛媛県環境影響評価条例の概要

① 対象事業

愛媛県環境影響評価条例の対象となる事業の種類及び規模要件は、表2-6-1のとおりである。

表 2-6-1 対象事業及び規模要件

事業の種類	規模要件
1 道路 (1) 国道、県道、市町道、農業用道路 (2) 林道	4車線以上延長7.5km以上 幅員6.5m以上延長15km以上
2 河川 (1) ダム、堰 (2) 放水路	湛水面積50ha以上 土地改変面積50ha以上
3 鉄道、軌道	線路の長さ5km以上
4 飛行場 (1) 陸上飛行場 (2) 陸上ヘリポート	すべて 滑走路の長さ30m以上
5 発電所 (1) 水力発電所 (2) 火力発電所 (3) 風力発電所 (4) 太陽光発電所	出力15,000kw以上 出力75,000kw以上 出力5,000kw以上 出力20,000kw以上
6 廃棄物処理施設 (1) ごみ焼却施設、産業廃棄物焼却施設 (2) し尿処理施設 (3) 最終処分場	処理能力50t／日以上 処理能力300kl／日以上 面積15ha以上
7 埋立て、干拓	面積25ha以上（干潟自然海浜等15ha以上）
8 土地区画整理事業	面積75ha以上
9 工業団地造成事業	面積50ha以上
10 流通業務団地造成事業	面積50ha以上
11 宅地造成事業	面積50ha以上
12 農用地造成事業	面積100ha以上
13 レクリエーション施設 (1) ゴルフ場 (2) スキー場 (3) その他運動・レジャー施設	すべて 土地改変面積50ha以上 土地改変面積50ha以上
14 工場・事業場	最大排出ガス量10万m ³ ／時以上又は 平均排水量1万m ³ ／日以上
15 下水道終末処理施設	予定処理区域人口10万人以上
16 土石採取	面積50ha以上
17 鉱物採取	面積50ha以上

② 評価項目

調査、予測及び評価の項目は、愛媛県環境基本条例で「環境保全施策」の対象とされる表 2-6-2 に示す環境要素とする。

表 2-6-2 調査、予測及び評価の項目

環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気質 騒音 振動 悪臭 水質 地下水 地盤 土壌 地形・地質 など
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物 植物 生態系 など
人と自然との豊かな触れ合い及び地域の歴史的・文	景観 文化財 触れ合い活動の場 など

化的特性の保全	
環境への負荷	廃棄物等 温室効果ガス など

③ 評価の観点

環境基準の達成はもとより、事業者により実行可能な範囲内で環境への影響を回避し、又は低減しているかどうかの視点から評価を行うものとする。

④ 事業計画の早期段階における環境影響評価の実施

事業計画の早期の段階において、環境影響評価の調査を開始する前に、行政や住民の意見を踏まえて調査の項目や手法を選定する方法書の手続を導入している。環境影響評価手続の全体の流れは、資料編 1－2 のとおりである。

⑤ 情報公開の徹底及び住民参加の拡充

環境影響評価の手続の各過程において可能な限り、次のとおり情報公開を行うとともに、住民参加の拡充を図る。

- ・方法書、準備書に係る住民意見に対する事業者の見解書、評価書、事後調査報告書の公告・縦覧
- ・説明会の開催、公聴会の開催
- ・愛媛県環境影響評価審査会の会議の公開
- ・事業の着手、完了、中断、再開、事業の廃止、引継の公表
- ・方法書、準備書について、住民の環境保全の見地からの意見提出の機会の設定及び住民意見を提出できる者の範囲の地域限定の撤廃

⑥ 環境影響評価審査会の設置

環境影響評価の客観性、信頼性を確保するため、学識経験者で組織する愛媛県環境影響評価審査会を設置している。

⑦ 事後フォローアップの充実

すべての事業者に事後調査を義務付け、その結果に応じて必要な環境保全措置が実施されるようにする。

⑧ 実効性を確保するための措置

環境影響評価の結果を事業の許認可等へ反映させるとともに、報告徴収や立入検査の実施、手続の違反者に対する勧告・公表の措置をとる。

(3) 環境影響審査の実施

① 愛媛県環境影響評価審査会

学識経験者10人で構成する愛媛県環境影響評価審査会を平成11年6月12日に設置し、環境影響評価法や愛媛県環境影響評価条例の対象事業に係る環境影響評価方法書、準備書等の審査を行っている。

令和5年度は、環境影響評価審査会を表2－6－3のとおり開催した。

表 2－6－3 愛媛県環境影響評価審査会の開催状況

開 催 日	審 議 事 項
令和 5 年 4 月 12 日	・ (仮称)DREAM Wind 佐田岬リプレイス事業環境影響評価方法書 (2 回目) ・ 今治市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価事後調査報告書
令和 5 年 6 月 9 日	・ (仮称)瀬戸ウィンドヒル建替え事業環境影響評価準備書 (1 回目)
令和 5 年 8 月 1 日	・ (仮称)瀬戸ウィンドヒル建替え事業環境影響評価準備書 (2 回目)
令和 5 年 11 月 15 日	・ 住友化学株式会社及び株式会社イージーエス産業廃棄物焼却施設整備事業 環境影響評価方法書 (1 回目)
令和 6 年 1 月 16 日	・ 住友化学株式会社及び株式会社イージーエス産業廃棄物焼却施設整備事業 環境影響評価方法書 (2 回目)

② 環境影響評価法に基づく環境影響評価

環境影響評価法は、道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、埋立て・干拓、土地
区画整理事業などの規模が大きく環境影響が著しいものとなるおそれがある事業
について、環境影響評価手続の実施を義務付けている。

令和 5 年度は、次の環境影響評価図書について、環境影響評価審査会の意見を踏
まえ、環境の保全の観点から知事意見を述べた。

- ・ (仮称)DREAM Wind佐田岬リプレイス事業環境影響評価方法書
- ・ (仮称)瀬戸ウィンドヒル建替え事業環境影響評価準備書
- ・ 住友化学株式会社及び株式会社イージーエス産業廃棄物焼却施設整備事業環境影
響評価方法書

③ 愛媛県環境影響評価条例に基づく環境影響評価

愛媛県環境影響評価条例は、環境影響評価法の対象外の事業について、環境影
響評価を義務付けている。

④ 個別法等による環境影響評価等

令和 5 年度に港湾法、公有水面埋立法、大規模小売店舗立地法、砕石法等に基づ
き環境影響評価等が実施され、環境部局が審査した案件は、表 2－6－4 のとおり
である。

表 2－6－4 令和 5 年度環境審査状況

事 業	埋立て	大型店舗	岩石採取	計
件 数	2	14	0	16

第2節 グリーン購入や環境に配慮した行動の促進

1 グリーン購入の促進

(1) 愛媛県グリーン購入推進方針の策定

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、令和5年度は、22分野290品目を指定した「愛媛県グリーン購入推進方針」を策定し、全庁的に環境にやさしい物品やサービスの購入に努めた。

なお、県内市町で同方針を策定しているのは、5市町（松山市、今治市、新居浜市、砥部町、内子町）のみだが、他市町においても国の方針に準じた環境配慮型製品の購入に努めているところである。

(2) グリーン購入の啓発

市町や事業者、関係機関にも積極的な取組を促すため、県の推進方針をホームページに掲載するとともに、各市町に推進方針の策定を検討するよう要請した。

2 環境に配慮した行動の促進

県内企業等における環境分野での社会貢献活動（CSR）の促進と各地域での環境協働取組に向けた情報源として役立てるために作成した「えひめ環境CSR活動応援ブック」を活用して県内企業等に対し環境CSR活動の取組みの普及を図り、また、中小企業における環境マネジメントシステムの導入を促進するため、総合評価落札方式の評価項目において「エコアクション21」を取得した場合、加点することとしている。

第3節 環境対策ビジネスの振興

1 低炭素・脱炭素をキーワードとした新たな製品・サービスの開発促進

(1) EV関連産業の開発支援及び販路開拓支援

EV関連産業を創出するため、特殊車両や大型車両の改造関係に重点を置いて県内企業を支援し、業務用4tトラックをEVトラック化する「コンバージョンeトラック」の開発協力及び製品化に成功した「三輪EV」の海外向け販路開拓支援を行った。

「コンバージョンeトラック」については、松山西郵便局と松山中央郵便局間で実証運行試験を実施した。また、県と共同開発したリチウム電池制御ユニットが採用されている「三輪EV」については、トライシクル(エンジン駆動三輪車)による大気汚染が問題となっているフィリピン政府において民間企業が令和元年度に三輪EVタクシー3,000台を納品し、その後も一般車両として販売を継続しており、県としても引き続き側面支援に取り組んでいる。

(2) セルロースナノファイバー関連産業の開発支援及び販路開拓支援

セルロースナノファイバー（以下CNF）関連産業を創出するため、平成31年3月に策定した「愛媛CNF関連産業振興ビジョン」に基づき、愛媛大学紙産業イノベーションセンターや製紙会社など産学官が連携して研究開発等に取り組んでいる。

これまでに、「シート状CNF成形体」を活用した観光バスのフロントバンパーや自動車レースに出場する電気自動車の外装素材が実用化されたほか、本県独自の柑橘ナノファイバーを活用した化粧品原料やアルコール飲料、CNF製造装置の製品化が実現するなど、CNFの高粘度で軽くて強い特徴を活かした産業が順調に創出されている。

2 循環型社会ビジネスの育成・支援

(1) 資源リサイクル活動の推進

① 資源循環優良モデル認定制度（スゴeco）の実施

他の模範となるようなリサイクル製品、廃棄物のリデュース、リユース、リサイクル等に積極的に取り組んでいる企業や店舗等を優良モデルとして認定し、他の事業所等に波及させることにより、循環型社会を構築していくため、「資源循環優良モデル認定制度」を実施している。令和6年4月1日現在、延べ225件、現行では152件の認定を行っており、市町等へ認定一覧のパンフレットを配布するとともに、環境関連イベントにおいて認定製品の展示、循環型事業所やエコショップの取組みを紹介するなど広く県民に周知啓発を行った。また、

県ホームページ内に専用サイトを開設し、より効果的に認定優良モデルと制度の周知を図っている。

また、県が認定した製品や事業所・店舗であることを示すシンボルマークの使用を認めており、認定製品の包装等への印刷や事業所等にステッカーを配



【愛媛県資源循環優良

モデルシンボルマーク】

布するなど、資源循環の取組みについて、県民の理解と協力を促進している。

さらに、平成 28 年度から、優良モデルのことを『スゴ eco』と称して、認知度の向上と販路拡大を図っている。

○令和 5 年度認定状況（令和 6 年 1 月 15 日認定証交付）

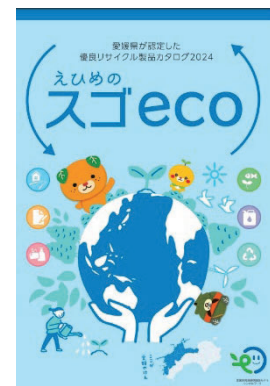
- ・優良リサイクル製品（8 製品）
- ・優良循環型事業所（2 事業所）
- ・優良エコショップ（0 店舗）

② 「優良モデル販売支援事業」による助成

- ・内 容：資源循環優良モデル認定事業者の行う、販路拡大や販売戦略構築等のための事業に要する経費の一部を助成した。
- ・補助率等：事業経費の 1 / 2（助成限度額：200 千円）
- ・補助事業者：10 社

③ 優良リサイクル製品カタログの作成

平成28年度から、新たに認定リサイクル製品の
特長や環境への配慮や取組みを掲載したカタログ
を作成し、認定事業者等に配布するなど営業ツ
ールとしての活用を図っており、令和 5 年度も、新
たに認定された製品を追加するなどを行った改訂
版のカタログを作成した。



【カタログ表紙】

④ 「スゴeco商談会」の開催

優良リサイクル製品の販路開拓を支援するため、事業者のニーズに合わせたバ
イヤー等を招へいし、商談会を行った。

○開 催 日：令和 5 年 9 月 7 日（木）

○開催場所：松山市コミュニティセンター 企画展示ホール

○出展企業：12 事業者

- | | |
|-----------------------|--------------|
| ・ A B C 開発(株) | ・ 環境資材(株) |
| ・ えひめの木になる紙推進グループ | ・ (株)カスタムテック |
| ・ (株) C P I | ・ 西日本砕石(株) |
| ・ (公社) 新居浜市シルバー人材センター | ・ 長崎工業(株) |
| ・ (株) 日本有機四国 | ・ 秀長水産(株) |
| ・ カミ商事(株) | ・ エコバイオ(株) |

○来 場 者：県内外の建設・土木、農林業資材関係の担当者、出展事業者の
ニーズに合わせた業種関係者、行政（土木、農林関係課）

第4節 分散型エネルギーシステムの推進

1 分散型エネルギーシステムの普及・啓発

近年の集中豪雨や地震による大規模停電の発生に伴い、再生可能エネルギー等を活用した「分散型エネルギーシステム」が注目されている。

すなわち、多くの再生可能エネルギーは、災害等によりエネルギー供給が途絶えた場合でも、燃料の調達が必要ないため、継続的な発電が可能であり、また、分散型で需要地に近接しているため、災害時でも供給を確保しやすい。このため再生可能エネルギーは、災害等の非常時における最低限必要なエネルギーの供給源に活用されることが期待されている。

このため、県内における再生可能エネルギーの導入に向けた取組を促進するため、関係機関及び企業等の情報共有・意見交換を目的とした愛媛県新エネルギー導入促進協議会を開催したほか、水素エネルギーの導入に向けた機運の醸成を図るため、水素エネルギーに関するセミナーを開催した。

また、一般県民や小学生を対象とした普及啓発事業を行った。

① 愛媛県新エネルギー導入促進協議会

日 時：令和6年1月22日

場 所：愛媛県水産会館 5階会議室

方 法：ハイブリッド開催

内 容：会員の取組に係る情報共有

② 水素エネルギー部会（セミナー）【再掲】

○ 第1回部会

日 時：令和5年10月16日

方 法：オンライン開催

内 容：①水素基本戦略の改定について

②国際水素サプライチェーンの構築について

③新居浜港・東予港（東港地区）港湾脱炭素化推進計画について

○ 第2回部会

日 時：令和6年1月22日

場 所：愛媛県水産会館 5階会議室

方 法：ハイブリッド開催

内 容：①カーボンニュートラル社会の実現に向けた「やまなしモデル」

P2G 事業への取り組み

②水素サプライチェーンモデル実証事業における令和5年度取組結果報告

③ 新エネルギー教室

日 時：令和5年9月8日、10月5日、11月24日、11月27日、
12月8日、12月21日

場 所：伊予市立下灘小学校、内子町立五十崎小学校、新居浜市立船木小学校、

今治市立鴨部小学校、八幡浜市立真穴小学校、松山市立さくら小学校

内 容：愛媛県がえひめエコ・ハウスを管理運営している伊予鉄総合企画株式会社に対して、業務委託を行い、次世代を担う小学生（４～６年生）に対して新エネルギーに対する理解促進と普及啓発を図るため、小学校に講師を派遣し、新エネルギーに関する講座やワークショップ等を開催した。

④ 新エネルギー見学会

日 時：令和５年８月４日

場 所：旧端出場水力発電所及びいとまち

内 容：県民に対して新エネルギーに対する理解促進と普及啓発を図るため、小学生及びその保護者を対象に、再生可能エネルギー関連施設（旧端出場水力発電所及びいとまち）の見学会を実施した。

第5節 環境と調和した産業経済活動の推進

1 環境と調和した農業の推進

県では、食の安全安心や農村環境の保全に対する関心が高まる中、農業生産と周辺環境の調和に配慮した環境保全型農業の普及浸透を図るため、令和5年3月に「愛媛県みどりの食料システム基本計画」を全市町と共同策定し、土づくりや、化学肥料・農薬の節減技術や IPM 技術を普及推進するとともに、エコファーマーの育成、有機農業及びエコえひめ農産物の生産促進ほか、農業用廃プラスチック等農業生産資材の適正処理や温室効果ガス削減を推進している。

2 環境と調和した林業の推進

森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくための施策を総合的かつ体系的に実施している。

本県における森林の所有形態は小規模零細な所有構造にあることから、森林経営計画による施業及び林地の集約化を図り、効率的な作業道の整備、高性能林業機械を導入した低コスト林業を実現することで適切な森林整備を推進するとともに、主伐の導入に当たっては、伐採と造林の一貫作業システム、コンテナ苗を採用するなど、育林経費の大半を占める造林初期におけるコストの低減に取組み、適確な更新の確保を図っている。

また、森林生態系に影響を及ぼすシカによる植生被害への対策等については、関係機関と連携し、捕獲による個体数調整を図るとともに、持続可能な森林経営を目指す森林認証制度への理解を促すなど、森林における生物多様性の保全と利用の調和に取り組んでいる。

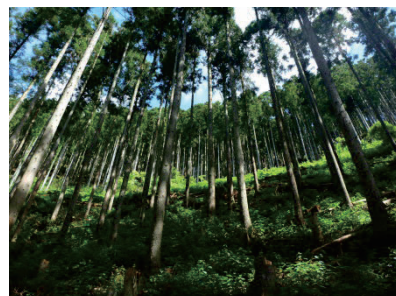
さらに、近年、ゲリラ豪雨と呼ばれる集中豪雨により、県下でも山地災害が増加傾向にある中、被災した森林を早期に回復させるため、治山事業による施設整備を実施するほか、重要な水源地域や山地災害危険地区においては、森林の水源かん養機能や土砂流出防止機能等を高めるための森林整備を実施している。



【高性能林業機械による
森林整備】



【山地災害跡地への
治山施設整備】



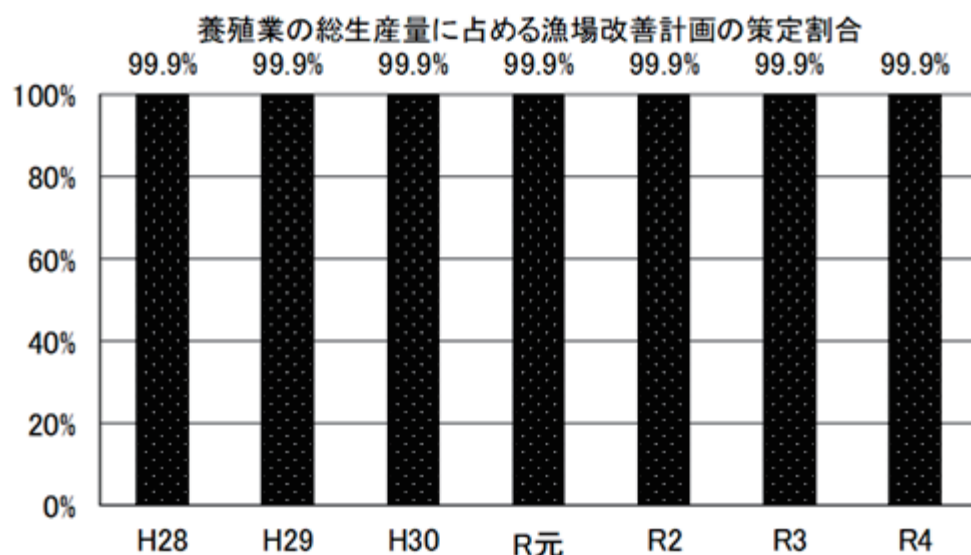
【森林の多面的機能を
高める整備】

3 環境と調和した漁業の推進

漁場改善計画制度は持続的養殖生産確保法（平成11年5月21日法律第51号）の基

本方針に基づき、養殖施設や体制の整備などを図るため漁業協同組合等が単独又は共同で、自ら対象とする養殖水域及び養殖の種類を定めるもので、過密養殖の是正等養殖漁場改善の取組を促進するとともに、特定疾病等のまん延を防止するための措置を講じるなど、持続的な養殖生産の確保を図るために必要な事項を定めている。

全国有数の養殖県である本県においては、養殖業の総生産量に占める漁場改善計画策定割合が99.9%（令和4年）となっている。



第6節 恵み豊かな森林(もり)づくり

1 森林の適正な管理

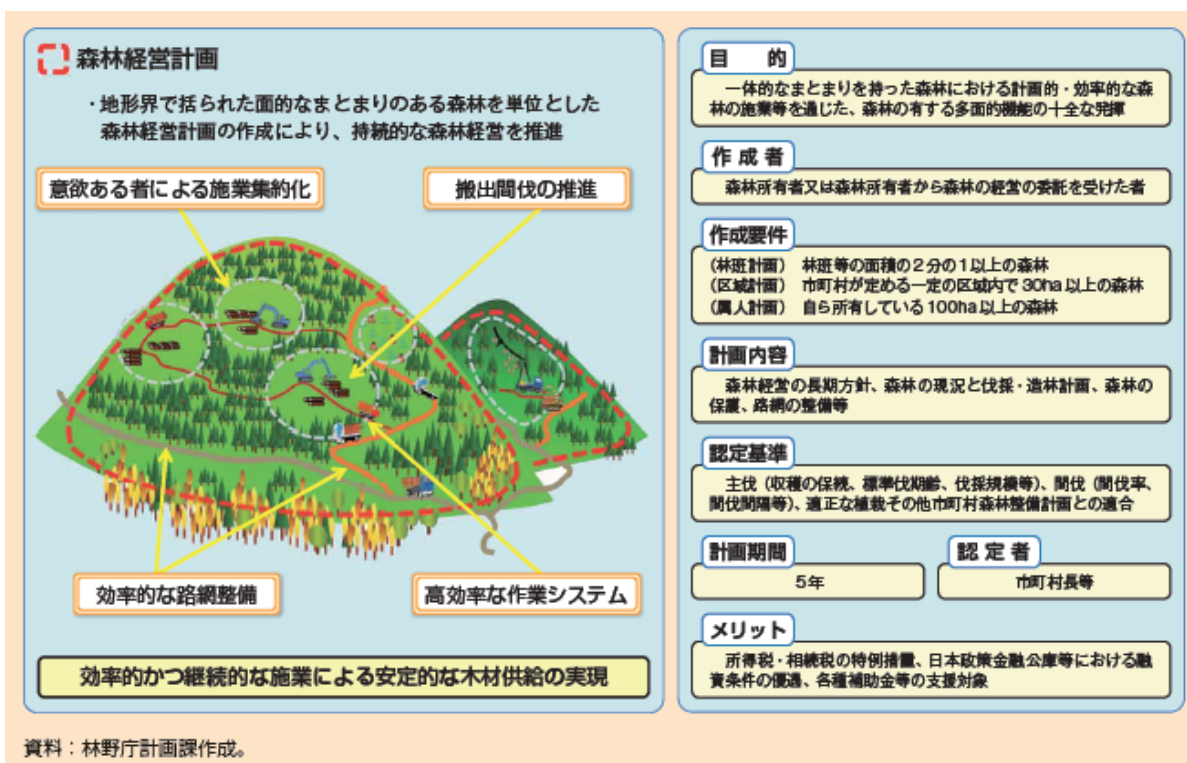
森林法に基づく森林計画制度等により計画的かつ適切な森林整備を推進している。

適切な森林整備の実施を確保するため、市町が定める市町村森林整備計画で伐採、造林、保育等の森林整備の標準的な方法を示した上で、森林を伐採する場合には市町長にあらかじめ伐採及び伐採後の造林の届出書を提出することとされている。

また、平成 24 年度から、施業の集約化を前提に、面的なまとまりをもった森林を対象とする「森林経営計画」制度が導入され、森林の経営を自ら行う意欲のある森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が、林班等の面積の2分の1以上の森林を対象とする場合（林班計画）や市町が定める一定の区域内で 30ha 以上の森林を取りまとめた場合（区域計画）、所有する森林の面積が 100ha 以上の場合（属人計画）に、森林の施業及び保護の実施に関する事項等を内容とする森林経営計画を作成できるとされている。

なお、森林経営計画を作成して市町長等から認定を受けた者は、税制上の特例措置や融資条件の優遇に加え、計画に基づく造林や間伐等の施業に対する森林環境保全直接支援事業による支援等を受けることができる。

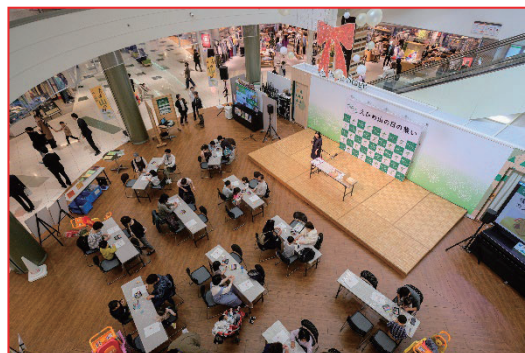
さらに、森林経営計画の作成や施業の集約化に向けた取組を進めるためには、森林所有者等の情報を整備していくことが不可欠であり、森林整備地域活動支援交付金により、森林経営計画の作成、施業の集約化に必要な調査、合意形成活動等に対して支援している。



2 森林に対する理解と森林づくりへの県民参加の促進

「森林環境の保全」と「森林と共生する文化の創造を推進」するため、県では、平成17年度に5年を1期とする森林環境税を創設し、令和2年度から第4期の森林環境税を活用した取り組みを推進している。

当取り組みでは、森林に対する理解と保全活動への県民参加を促進する目的で、毎年、多くの県民の参加を得て「えひめ山の日の集い」を開催するとともに、ホームページ等による啓蒙・普及を行った。また、森林保全等への自発的な参加を進めるため、県民からの提案型公募事業に対する支援を行った。



【えひめ山の日の集い(表彰式典・体験イベント)】

県民活動提案公募事業



【森をつくる活動】



【木をつかう活動】



【森とくらす活動】

令和5年度県民提案公募事業実績

区 分	実 施 内 容		
	件数 (件)	事業費 (円)	補助金額 (円)
森をつくる	20	5,108,334	4,957,000
木をつかう	12	4,396,302	4,387,000
森とくらす	13	2,802,366	2,723,000
計	45	12,307,002	12,067,000

小学生や中学生の次代を担う子供たちが、森林での学習や地域での奉仕活動等を通じて、自然、人、社会を愛する心豊かな人に育つよう、緑の少年団の活動に対する支援を行っている。

緑の少年団の結成状況

年度	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
結成団数（団）	103	115	114	114	115	114	111	112
団員数（人）	9,994	10,707	10,284	10,694	10,536	10,516	10,774	10,381

近年、企業を中心に社会的責任（CSR）や環境経営の意識が高まっており、多様な主体による県民参加の森林づくりを推進するために、企業がCSR活動の一環で取り組む森林保全活動に対する斡旋に取り組むとともに、その協定の活動によって吸収されたCO₂量を県が認証している。

企業の森林づくり協定活動の状況

年度	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
協定数（社）	8	6	6	6	7	8	8	8
認証CO ₂ 量（t）	32.3	35.7	30.4	25.9	51.3	46.8	37.0	41.0

県民が、森林とのふれあいを通じて、森林の持つ公益的機能や林業への理解を深められるよう、保健休養に資する都市近郊型森林レクリエーション等の場として伊予市上三谷に「えひめ森林公園」を管理運営している。

公園では、管理棟や常設の森林学習展示館の他、キャンプ場等のレクリエーション施設や森林ボランティアのフィールドも提供している。

えひめ森林公園の利用状況

年度	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
利用者数（千人）	101	101	96	100	64	60	74	87

県民が、緑や森に親しむための総合的な拠点として、東温市田窪に「森の交流センター」を管理運営している。

当センターでは、緑化に関する知識や技術普及はもとより、県民参加による森林と共生する文化の創造を目指した活動の拠点としても活用されている。

森の交流センターの利用状況

年度	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
利用者数（千人）	46	39	34	36	29	17	23	16

3 間伐材等の木材利用の推進

間伐等により生産された県産材の有効活用を図るため、県では、県内を対象とした公共施設の木造化や住宅の県産材利用に対する支援を行うとともに、首都圏等の大消費地や海外に対する県産材の販路拡大を推進している。

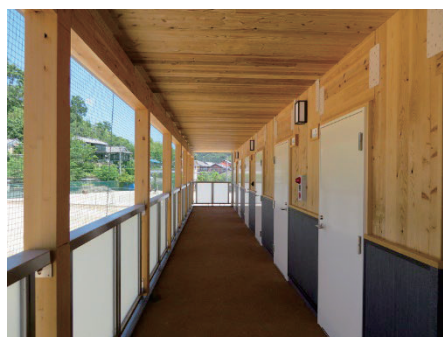
また、採算に合わず林内に放置されている木質バイオマスについて搬出経費を助成し、製紙用原料や木質バイオマス発電等へ利用することで、木材資源の有効活用を図っている。

木質バイオマスの利用に対する支援状況 (単位：m³、t)

事業名	R元	R2	R3	R4	R5	備考
木質バイオマス利用促進事業	3,900	4,900	6,000	6,000	4,360	製紙、横ベレット用
	57,500	31,833	29,799	27,875	36,822	発電用

(注) 発電用の単位はR2からt(トン)表示

さらに、平成27年度からは、木材を大量に使用する新たな建築資材として注目されているCLT(Cross Laminated Timber)の普及や県有施設への率先利用等により、新たな利用用途の確保に努めている。



【県立内子高校 部室】

4 林業躍進プロジェクトの推進

森林は、木材の供給をはじめ、水源の涵養や生物多様性の保全、地球温暖化防止など、多面的な機能の発揮によって、私たちの生活に多くの恩恵を与えている。

また、戦後、造成されたスギ・ヒノキ等の人工林資源は成熟しており、再生可能な森林資源の有効活用を図ることは持続可能な循環型社会づくりや地域経済の活性化につながるものと県民から期待されている。

そこで、平成26年度から林業躍進プロジェクトを導入し、主伐を計画的・段階的に進めることで県産材を増産するとともに、主伐に係る架線技術者や育林作業、森林施業を提案できるプランナー等の担い手の確保・育成に努めている。

また、製材用からバイオマス利用まで、全ての木質資源を有効利用するための加工・利用施設整備や、契約販売等の推進による流通改善、県産材の販路拡大を推進するなど、地域資源の利用促進、循環利用を図ることで山村地域の雇用拡大、林業の成長産業化に取り組んでいる。

